

知的かけはし

クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-4-16
東京建物八重洲ビル2階

TEL 03(5255)5671(代)

FAX 03(5255)5675



2018・1・10



謹賀新年

平成30年元旦

新春展望

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

緩やかに拡大を続ける日本経済

内閣府が昨年末に発表した昨年7～9月期の国内総生産（GDP）改定値は、物価変動の影響を除いた実質で前期比0.6%増、年率換算で2.5%増でした。GDPのプラス成長は7四半期連続で、1987年4～6月からの8四半期連続に続く約29年ぶりの長期にわたるプラス成長となり、内閣府は「緩やかな上昇が続いている」と説明しています。

このような経済状態は、企業の設備投資意欲の面からうかがえます。財務省と内閣府が昨年末に発表した昨年10～12月期の法人企業景気予測調査によりますと、本年度の設備投資見通しについて「増加する」と答えた企業の割合は、2012年10～12月期に調査を開始して以来、過去最高の21.4%でした。中国をはじめとする海外での景気回復を背景にした輸出拡大や、増加する訪日客の旺盛な商品購入などの需要増を受けた生産能力の増強、あらゆるモノがネットワークでつながるIoT（インターネット オブ シングス）時代に対応する技術開発、設備投資が計画されているものと思われます。

政府は昨年末、本年度の経済見通しで、GDPの成長率を、物価の変動の影響を除いた実質で1.8%とすることを閣議了解しました。昨年夏に示された年央の参考試算と比べてGDP成長率が0.4ポイント上方修正されました。

好調な海外経済が続く中で、本年は、内需の拡大による自律的な経済拡大が期待される年になると考えられます。

新しい社会を新しい技術で

我が国政府は一昨年から昨年まで10回にわたり「未来投資会議」を開催し、昨年6月その内容を「未来投資戦略2017」として閣議決定しました。これには「Society 5.0の実現に向けた改革」という副題が付けられています。

「Society 5.0」は、平成7年に制定された「科学技術基本法」により、科学技術政策を推進するにあたり、政府が、平成8年度から5年ごとに閣議決定している第五期（平成28年～）の科

学技術基本計画において、「自ら大きな変化を起こし、大変革時代を先導していくため、非連続なイノベーションを生み出す研究開発を強化し、新しい価値やサービスが次々と創出される『超スマート社会』を世界に先駆けて実現するための一連の取組」としているものです。

この「超スマート社会」(Society 5.0)は、“人”を中心とした新しい社会の構築に取り組み、都市部への人口集中とその一方で過疎化、出生率の低下、高齢化、環境問題などの様々な社会課題の解決を目指しているものと思われます。

「未来投資戦略2017」では、「ドイツの『Industry 4.0』や米国の『Industrial Internet』が、主として製造業の生産管理や在庫管理をIoTによって個別工場や企業の枠組みを超えて最適化しようとする試みであるのに対し、我が国は、製造業を超えて、モノとモノ、人と機械・システム、人と技術、異なる産業に属する企業と企業、世代を超えた人と人、製造者と消費者など、様々なものをつなげるConnected Industriesを実現していかなければならない。我が国が目指す『Society 5.0』は、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、『必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する』ことにより、様々な社会課題を解決する試みである。」との説明がされています。

この取り組みの中でカギになるのは、IoT時代を牽引しているデジタル革命です。近頃、隣国の中国では、スマートフォンが社会インフラとして定着し、スマートフォンを使った決済（スマホ決済）が直近の2年で6倍にも増えて年間660兆円になり（日本の2016年度の名目GDPは539.3兆円）、北京では、スマートフォンにタクシー配車アプリケーションをダウンロードしていなければタクシーを捕まえることが難しい状態になっているとのこと。

中国で急速にスマートフォンが普及し、キャッシュレス化が進んでスマホ決済が爆発的に拡大するようになった背景には、インフラ整備の遅れが一足飛びの新技术普及につながったという面もあるのかもしれませんが、自動車の自動運転、AIスピーカー、IoT住宅などが登場してきた我が国でも、IoT時代の中で社会に大きな

変化が生じるものと思われます。

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中で、これまでになかった新しい技術の開発により、人工知能（AI）や、IoTを活用した新しい生産活動、新しい消費生活、新しい社会生活が生み出されていくものと期待されます。

新しい技術の開発と特許制度

今までになかった新しい社会を切り拓く新しい技術が開発されるときに特許出願・特許権取得などの知的財産活動は新しい技術の保護と活用に重要な役割を果たします。

特許庁は中小企業の知的財産活動を促進する起爆剤として、中小企業の特許出願人が特許庁へ納付しなければならない審査請求料、特許料

（1年分～10年分）、国際出願手数料を軽減し、しかも、簡素な手続で軽減適用を受けることができるように特許法を改正することを計画しています（本年4月施行予定）。

新しい年を、今までになかった新しい技術を開発し、活用し、新しい社会を切り拓く年にしたいものです。

以上



「Society 5.0」とは 超スマート社会の実現

「Society 5.0」は、人工知能・ビッグデータ関連の情報技術を従来の技術と組み合わせ、社会のあらゆる分野で新しい製品やサービスを提供できるよう、研究や開発、投資を進めようとするものです。政府の総合科学技術・イノベーション会議が、平成28年度（2016）から5年間の科学技術政策を策定した第5期科学技術基本計画において重要な基本指針として掲げました。第4次産業革命に続く、すべての社会・産業システムがオンライン化・ネットワーク化した「超スマート社会」の実現を目指しています。

超スマート社会とは、「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受

けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」と定義されます。

Society 5.0は、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより実現します。サイバー空間では、ビッグデータを人工知能（AI）が解析し、その解析結果がフィジカル空間の人間に様々な形でフィードバックされます。Society 5.0では、膨大なビッグデータを人間の能力を超えたAIが解析し、その結果がロボットなどを通して人間にフィードバックされることで、これまでには出来なかった新たな価値が産業や社会にもたらされることになります。

一方、Society 5.0の実現に向けては、①省庁の壁、②法制度の壁、③技術の壁、④人材の壁、⑤社会需要の壁という5つの壁があり、これを乗り越えることが大変重要です。司令塔組織の設立、データ活用に関する法制度の整備、研究開発投資の増加、人材の育成など、取り組むべき課題は少なくないといえます。

これまでの社会
知識・情報の共有、
連携が不十分

IoTで全ての人と
モノのつながり、新たな
価値がうまれる社会

イノベーションにより、
様々なニーズに
対応できる社会

これまでの社会
地域の課題や高齢者
のニーズなどに
十分対応できない

Society 5.0

これまでの社会
必要な情報の探索・
分析が負担リテラシー
（活用能力）が必要

AIにより、必要な
情報が必要な時に
提供される社会

ロボットや自動走行車
などの技術で、人の
可能性がひろがる社会

これまでの社会
年齢や障害など
による、労働や
行動範囲の制約

審 決 紹 介

本願商標「デザイナーズスタイル/DESIGNER'S STYLE」は、商標法第3条第1項第6には該当しない、と判断された事例（不服2017-6215号、平成29年9月22日審決、審決公報第215号）

1 本願商標

本願商標は、「デザイナーズスタイル」及び「DESIGNER'S STYLE」の各文字を二段に書してなり、第6類に属する願書に記載のとおりの商品を指定商品として、平成27年11月12日に登録出願されたものである。

その後、本願の指定商品については、原審における平成28年4月18日付け手続補正書により、第6類「建築用又は構築用の金属製専用材料、金属製間仕切り材、金属製垣根、金属製フェンス、金属製建造物組立てセット、金属製金具、金網、金属製のネームプレート及び表札、金属製郵便受け、金属製器具、金庫」と補正されたものである。

2 原審定の拒絶の理由の要点

原審定は、「本願商標は、「デザイナーズスタイル」及び「DESIGNER'S STYLE」の各文字を二段に書してなり、その構成全体として「デザイナー」による美術・工芸・建築などの様式」ほどの意味合いを容易に認識させるものである。そして、本願の指定商品を取り扱う業界における取引の実情に鑑みれば、本願商標は、需要者に「美観や機能性に優れたデザイナーの手による商品であること」を理解させるにとどまるものであり、商品の優位性を表示するための売り文句の一種として認識されるものであるため、構成全体として、何ら格別顕著なところはなく、自他商品を区別するための識別標識として機能するものと理解されないものである。したがって、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標といわざるをえないから、商標法第3条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、上記1のとおり、「デザイナーズスタイル」及び「DESIGNER'S STYLE」の各文字を上下二段に表示してなるものであるところ、上段の「デザイナーズスタイル」の文字部分は、下段の「DESIGNER'S STYLE」の文字部分の読みを表したものと認識されるものである。

そして、下段の「DESIGNER'S STYLE」の文字中の「S」の文字部分は、所有格を表す文字として、一般に広く知られているものであるから、本願商標は、その構成全体から「デザイナー」による様式」ほどの意味合いを認識させる場合があるものの、原審説示のように、美観や機能性に優れたデザイナーの手による商品であることを理解させ、商品の優位性を表示するための売り文句の一種として認識されるものであるとまではいい難い。

また、当審において職権をもって調査するも、「デザイナーズスタイル」と「DESIGNER'S STYLE」の文字のいずれについても、本願の指定商品を取り扱う業界において、原審説示のように、美観や機能性に優れたデザイナーの手による商品であることを理解させるような商品の優位性を表示するための売り文句の一種として、一般に使用されている事実を発見することができなかった。

そうすると、本願商標は、その指定商品について使用しても、自他商

品の識別標識としての機能を果たし得るものとみるのが相当であるから、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができないものとはいえない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第6号に該当するものとして本願を拒絶した原審定は、妥当でなく、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「CIVIL AIR PATROL」は、商標法第4条第1項第15号には該当しない、と判断された事例（不服2017-9893、平成29年10月10日審決、審決公報第215号）

1 本願商標

本願商標は、「CIVIL AIR PATROL」の文字を標準文字で表してなり、第25類「被服、ガーター、靴下止め、スポンつり、バンド、ベルト、履物、仮装用衣服、運動用特殊衣服、運動用特殊靴」を指定商品として、平成28年5月9日に登録出願されたものである。

2 原審定の拒絶の理由の要点

本願商標は「CIVIL AIR PATROL」の文字を表してなるところ、当該文字は、米国の民間航空部隊の名称を表す語として知られており、軍隊等の組織では制服が使用され、それら制服が取引されている実情もある。そのため、本願商標を、その指定商品に使用するときは、民間も前記部隊又はこれと組織的、経済的に何らかの関係がある者の業務に係る商品であるかのように、商品の出所について混同を生ずるおそれがある。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第15号に該当する。

3 当審の判断

本願商標は、上記1のとおり、「CIVIL AIR PATROL」の文字を表してなるところ、当該文字は、英和辞典の「Civil Air Patrol」の語義の記載によれば、米国では1941年に編成された、非常時に志願によって編成される部隊であって、緊急時の捜索に合衆国空軍を助け、航空宇宙教育や青少年プログラムを行う民間のボランティア組織である「民間航空哨戒部隊」を指称する英語ということが出来る（参照：「ランダムハウス英和大辞典【特装版】」小学館発行；「リリーダース・プラス」研究社発行）。

しかし、当審において職権をもって調査したところ、「CIVIL AIR PATROL」の文字が、我が国において、上記組織の業務に係る商品又は役務を表示するものとして使用され、需要者の間に広く認識されている事実を発見することができなかった。

そうすると、本願商標は、米国のボランティア組織である「民間航空哨戒部隊」を指称する英語であるとしても、特定の者の業務に係る商品又は役務を表示するものとして、我が国の需要者、取引者の間に広く認識されているものということではできないから、本願商標をその指定商品に使用しても、これに接する需要者、取引者をして、上記組織を連想、想起させることはなく、その商品が同組織と組織的、経済的に何らかの関係がある者の業務に係る商品であるかのように、商品の出所について混同を生ずるおそれはないものというべきである。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第15号に該当しない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権

(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和33年	商標登録第 521430号～第 522662号
43年	商標登録第 782526号～第 784183号
53年	商標登録第 1335001号～第 1335490号
63年	商標登録第 2051202号～第 2059100号
平成10年	商標登録第 2724097号～第 2724106号
平成10年	商標登録第 3369661号～第 3369764号
平成10年	商標登録第 4151659号～第 4161240号
平成20年	商標登録第 5136407号～第 5147046号

各年の6月1日～6月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成27年2月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは1月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
29年10月分	24,030	14,841
前 年 比	103%	91%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm